

公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース

福岡中部法人会
ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「新社会人セミナー」のご案内
- ◆「決算事務説明会」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
2	5	(水)	確定申告PRパレード	14:00～15:00	於:新天町商店街
2	19	(水)	新設法人説明会	13:30～16:30	於:福岡ガーデンパレス
2	21	(金)	社会貢献委員会	19:00～	於:未定

●支部の行事

月	日	曜	内容		
2	4	(火)	第6支部 相続税対策セミナー	10:30～12:00	於:草香江公民館
2	17	(月)	第2支部 ストレッチ教室	10:30～12:00	於:大名公民館

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
2	6	(木)	賀詞交歓会	19:00～21:00	於:サンクスビギングデイ
2	12	(水)	役員会	10:00～11:00	於:事務局会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
2	14	(金)	会員の集い	18:00～	於:福新楼

(I) 税務カレンダー

2月1日 ●贈与税の申告（～3月15日）

2月10日（土曜・日曜につき2月13日）

●源泉所得税の納付

2月16日 ●所得税の確定申告（～3月15日）

2月29日 ●12月決算法人（決算期の定めのないものを含む。）の確定申告

●6月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

令和7年度税制改正 ～ 法人税関係 ～

税 理 士 堤 一 博

政府は令和6年12月27日の閣議で、自民、公明の与党が同月20日に決定した「令和7年度与党税制改正大綱」の内容を盛り込んだ「令和7年度税制改正大綱」（いわゆる政府大綱）を閣議決定しました。

例年に比してやや遅れた感があります。

税制改正大綱とは税制改正の骨格をなすもので、「令和7年度税制改正の大綱」は89ページに及びます。

これに基づき例年では、1月頃に改正法の政府原案が作成され、1月～3月の通常国会で審議決定されますが、国会の運営状態では、それなりの紆余曲折がありそうです。

財務省が公表した「令和7年度税制改正の大綱の概要」では、その書き出しで、今回の改正の全体像を下記のようにまとめています。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等を引き上げる。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応する。

上記枠内の太字（二重下線）の部分は、中小企業向けの制度支援のための法人税における令和7年度改正の方向性を示しています。

財務省が公表した法人税関係の税制改正の概要は下記のとおりです。

法人課税

○中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

- ・所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

○中小企業経営強化税制の拡充等

- ・特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）を追加するほか、所要の見直しを行う。

○地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充等

- ・特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について、その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、指定業種に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること等の要件を満たす場合を加えるほか、所要の見直しを行う。

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長等

- ・関係法令等が改正され、寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限を3年延長する。

令和7年度税制改正の詳細は、法案が成立したのちに解説させていただきます。

今回は、このうちの「**地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除**」（**地域未来投資促進税制**）の概要について説明します。

この制度は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（地域未来投資促進法）を根拠に、地域の特性を生かし高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を「地域経済牽引事業」と位置付け、都道府県知事等の承認を受けた地域経済牽引事業計画に係る設備投資を促進する観点から設けられたものです。

現行の制度は、青色申告書を提出する法人で地域経済促進法の承認地域経済牽引事業者であるものが、同法の施行の日（平成29年7月31日）から令和7年3月31日までの指定期間内に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設または増設をする場合において、その新設もしくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する新品の機械装置、器具備品、建物およびその附属設備ならびに構築物（特定事業用機械等）の取得または製作もしくは建設をして、その事業の用に供した

場合に、特別償却または税額控除を認めるもので、貸付けの用に供した場合は除かれています。

特定地域経済牽引事業施設等とは、承認地域経済牽引事業計画に定められた施設または設備で一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設または設備を構成する減価償却資産の取得価額の

《現行措置》 対象設備	税額控除	特別償却
機械・装置・器具・備品	4%	40%
上乗せ要件を満たす場合	5%	50%
建物・附属設備	2%	20%

引用先：福岡県 HP 地域経済牽引事業 主な支援措置 より

合計額が2,000万円以上のものをいい、一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する特定事業用機械等の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は80億円が限度とされ、法人税の軽減措置は、右表のように設備投資における取得価額の一定割合を、税額控除または特別償却できます。

その他には、①取得した土地・建物の不動産取得税（土地3%、建物4%）の課税免除（県）、②固定資産税の減免（市町村）があり、さらには、金融上の支援も受けられます。

令和7年度税制改正大綱では、この指定期間を3年延長するとともに、特別償却率50%、税額控除5%を適用する要件を追加した上で、機械装置および器具備品の現行特別償却率40%を35%に引き下げるなど所要の改正を行うものとしています。

以上の他に、リース会計基準の変更に伴う税制上の所要の措置を講ずるとしたほか、再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設が挙げられています。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2025	2	19(水)	13:30~16:30	本部	新設法人説明会 (チラシは1月号に封入済)	福岡ガーデンパレス
	3	18(火)	14:00~16:30	本部	決算事務説明会 (チラシは2月号に封入)	TKP エルガーラホール
		19(水)	15:00~15:50	〃	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		19(水)	16:00~17:00	〃	理事会	〃
	4	3(木)	9:30~16:00	本部	新社会人セミナー (チラシは2月号に封入)	天神ビル 10F 大会議室
		16(水)	14:00~14:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		16(水)	15:00~16:00	本部	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)